

浜松市立三方原小学校 学校のいじめ防止等のための基本的な方針

いじめは、被害にあった子供の人としての誇りや尊厳を切り刻む許されざる行為です。いじめに関係した子供それぞれに自覚があるがなかろうが、その行為は時として命に関わる事態に進展する可能性もあります。「いじめは、どの子にも起こりうる」「どの子も被害者にも加害者にもなる」「いじめは見えにくいもの、発見されにくいもの」…。これらのキーワード等を元に、いじめの未然防止・早期発見・早期対応に向けた様々な取り組みをしていきます。

いじめの防止等のための対策

(1) 組織の設置と活動

本基本方針を実行に移す際の中核を担う組織として、「いじめ対策委員会」を設置します。「いじめ対策委員会」は、以下の内容を中心に活動します。

いじめの未然防止・早期発見・早期対応に関する取り組みの企画や実施

それらの取り組みが計画通りに進んでいるかどうかのチェックや取り組みの効果・成果の検証

教職員や保護者・地域の方々へのいじめ防止等に関する資質向上を目指した広報・研修活動等の実施

本基本方針の見直しや改善

三方原小学校 いじめ対策委員会

構成員	委員長	校長
	副委員長	教頭、いじめ対策コーディネーター、生徒指導主任（いじめ対策コーディネーターと兼任可）
	委員	全教職員
	特別委員	スクールカウンセラー（SC）、スクールソーシャルワーカー（SSW）等 外部有識者
会議の実施	・ 実施計画を年間教育計画に位置づけ、生徒指導委員会の開催と併せて実施する。 ・ 市教委と連絡を取り、必要に応じて特別委員を招集する。	

(2) いじめの未然防止

- ・ 学年学級単位や、運営委員会・生活安全委員会が中心となって挨拶運動を進め、どの子も元気に学校生活を送ることができるように努力します。
- ・ 道徳教育の充実と共に、「居場所は教師がつくり、絆は子供同士が深める」学級づくりを目指します。
- ・ なかよし班清掃を中心とした縦割り活動を通して、異学年間の心のふれあいを推進します。

(3) いじめの早期発見

- ・ 学期に2回程度、生活・いじめアンケートを実施し、学校や家庭での子供たちの悩みを正確に把握し、指導に繋げていきます。
- ・ 子供たちの様子を全職員で把握し、学級でアンケートに書くことができない子供からの情報も収集できるようにします。
- ・ 普段の子供たちとの会話やふれあいの中で、様々な悩みを聞き、把握するように心掛けます。
- ・ 本読みカードや連絡帳、電話連絡等で、保護者の方と子供の様子について積極的に情報交換をします。

(4) 発見したいじめへの早期対応

- ・ いじめに関する発見・通報を受けた場合には、「いじめ対策委員会」で組織的に対応します。
- ・ いじめとして対応すべき事案か否かの判断のために事実関係の把握を行い、被害にあっている子供を守り通すとともに、加害の子供に対して毅然とした態度で指導を行います。その際、謝罪や責任追及といった形式的な問題を重視することなく、被害・加害双方の子供の社会性の向上や人格の成長等を主眼に置いて指導を行うようにします。
- ・ 教職員全員の共通理解の下、保護者や地域の方々の協力を得るとともに、必要に応じて関係機関や専門機関と連携する中で対応を進めていきます。

いじめ防止等の全体計画

	全校			地域・保護者	
	いじめ対策委員会	児童会・各委員会	各学年・学級	P T A	健全育成会
通年	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ・生活アンケートの実施と結果報告 ・生徒指導上の問題点について、対応策の検討 ・いじめが発生した場合、対応策やその後の該当児童の様子についての協議 ・学期ごとの定例会議と月毎の情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> ・生活安全委員会や、学年学級単位を中心にした挨拶運動（1学期の重点） ・正しい廊下歩行、安全な生活を呼び掛ける（2学期の重点） ・友達のよさを見付ける（3学期の重点） 	<ul style="list-style-type: none"> ・キャリア教育を通して、相手を大切にする力や、自分のよさに気付く力を育てる。 ・休み時間、昼休み等の見守り、共に遊ぶ ・なかよし班清掃等を通じた異学年間の心のふれあいの推進 ・いじめ・生活アンケートの結果を受けての協議・指導 ・学年、学年団組織で対応 ・いろいろな募金活動や飼育活動（4年）での心の耕し ・道徳の指導と関連付けた、命のアサガオ栽培（3年）による心の耕し 	<ul style="list-style-type: none"> ・朝の旗振り活動 ・保護者、地域からの情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> ・中学校区において朝夕の挨拶運動及び日常の声掛け運動を積極的に行う。
4月	<ul style="list-style-type: none"> ・職員会議にて基本方針提案 ・気になる児童の全職員での共通理解 	・挨拶運動	<ul style="list-style-type: none"> ・前年度の引き継ぎ事項の共通理解 ・家庭訪問での児童理解/学年会で協議 	・P T A 総会にて基本方針説明	
5月	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめについての学習会実施 ・三校連絡会にて中学校との情報交換 	・挨拶運動			・常任理事会でいじめ防止対策組織を確認
6月		・挨拶運動	<ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級懇談会にて話し合い 	・第2回P T A 理事会にて情報交換	
7月		・挨拶運動	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談での児童理解/学年会で協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・P T A 環境整備活動を通して、児童の心の耕しを図る。 	・理事会での「いじめ防止対策連絡協議会」役員依頼
8月	<ul style="list-style-type: none"> ・研修会にてケース会議 ・幼保小中で情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・廊下歩行、安全な生活の呼び掛け 			・校区夜間補導
9月		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下歩行、安全な生活の呼び掛け 			
10月		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下歩行、安全な生活の呼び掛け 		<ul style="list-style-type: none"> ・三方原神社祭典夜間補導 	・三方原神社祭典夜間補導
11月		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下歩行、安全な生活の呼び掛け 		<ul style="list-style-type: none"> ・第3回P T A 理事会にて情報交換 	
12月		<ul style="list-style-type: none"> ・廊下歩行、安全な生活の呼び掛け 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別面談での児童理解/学年会で協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・県下一斉補導 	<ul style="list-style-type: none"> ・健全育成標語募集と善行賞の推薦
1月	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達のよいところ見付け 			
2月		<ul style="list-style-type: none"> ・友達のよいところ見付け 	<ul style="list-style-type: none"> ・学年、学級懇談会にて話し合い/学年会で協議 	<ul style="list-style-type: none"> ・第4回P T A 理事会にて情報交換 	<ul style="list-style-type: none"> ・総会にて最優秀標語、善行の表彰
3月	<ul style="list-style-type: none"> ・幼稚園・保育園から次年度入学生についての引き継ぎ ・次年度の基本方針決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・友達のよいところ見付け ・次年度への引き継ぎ準備 	<ul style="list-style-type: none"> ・次年度への引き継ぎ準備 ・進学先中学校への情報の引き継ぎ（必要に応じて） 		